

木祖村地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和2（2020）年
木祖村

令和3（2021）年 改正

目次

第1章 計画の基本的事項

- 1 実行計画策定の背景 1
- 2 実行計画の目的 2
- 3 実行計画の位置付け 2
- 4 実行計画の期間及び基準年度 2
- 5 実行計画の対象と範囲 3

第2章 地球温暖化対策の経緯と取組状況

- 1 経緯 6
- 2 取組状況 6

第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

- 1 温室効果ガス排出量の算定方法 9
- 2 温室効果ガスの排出量と要因・施設別の排出状況 9
- 3 削減目標 11

第4章 目標達成に向けた具体的な取組

- 1 目標達成に向けた取組の基本方針 12
- 2 日常の事務事業に関する取組 12
- 3 施設整備等に関する取組 14
- 4 事務局の取組 15

第5章 実行計画の進行管理

- 1 推進の仕組み 16
- 2 推進管理の仕組み 18
- 3 実施状況の公表 18

【区域施策編】

- 1 実行計画の目的と背景 21
- 2 実行計画の対象と範囲 21
- 3 目標達成に向けた取組の基本方針 22
- 4 具体的な取組 22

第1章 計画の基本的事項

1. 実行計画策定の背景

①地球温暖化

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主な原因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。2014（平成26）年にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）は第5次となる成果報告書を発表しました。これによると、1880年～2012年の約130年間で地球全体の平均気温は0.85℃上昇し、その原因は人間活動による温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が高いと結論付けられました。そして地球温暖化の対策を講じない場合、2100年の平均気温は2.6～2.8℃上昇すると予測しています。

②国際社会と日本の取組

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。2020年には「温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロにする」方針が掲げられ、地方公共団体だけではなく、電力会社等の企業における再生可能エネルギーの推進が想定されます。

③木祖村における気温の上昇

本村においても地球温暖化の影響により、年平均気温は緩やかな上昇傾向が見られます。このまま上昇を続けると異常気象が頻発し、豪雨による洪水や土砂災害の発生、また、農林水産業においても御嶽はくさいやトウモロコシ等の高原野菜の病気発症に繋がることが今後益々深刻化します。

観光面では、やぶはら高原スキー場における降雪量の減少により、村内における経済循環の悪影響が今後益々深刻化されます。

本村ではこれらの温暖化被害を最小限に抑えるべく、令和2年3月中に「木祖村気候非常事態宣言」を行いました。この宣言を基に、地方公共団体及び村民が一体となって温暖化対策に取り組む体制づくりが必要となります。

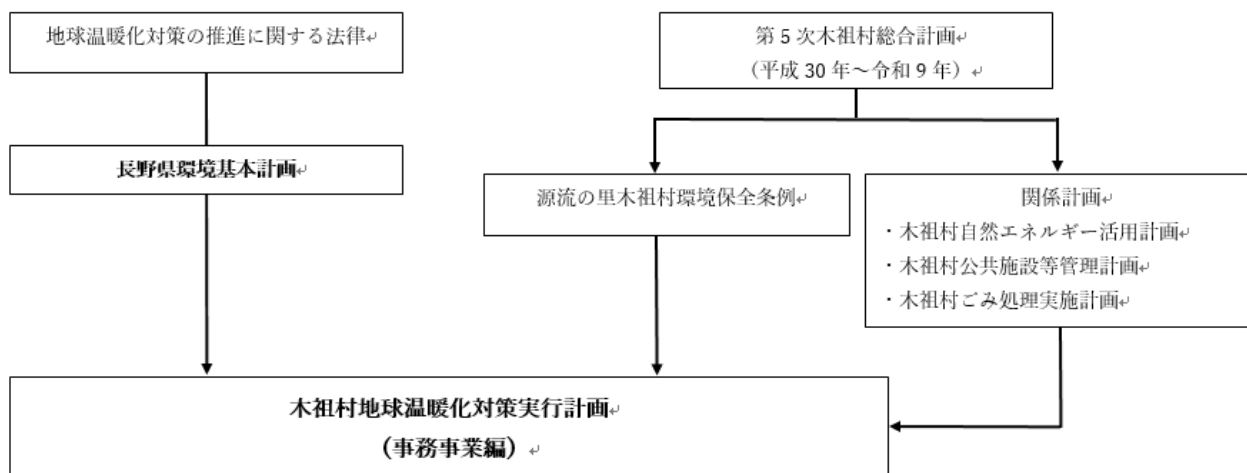
2. 実行計画の目的

木祖村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「木祖村事務事業編」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき、村の事務事業に関し策定が義務付けられ、また、木祖村が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化等による温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置について定めることが義務付けられているため、ここに「木祖村地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

3. 実行計画の位置付け

本計画は、2008（平成20）年6月に改正された「地球温暖化の推進に関する法律」に基づき、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、事務事業編という。）として策定するものです。

また、本計画は「木祖村第5次総合計画」をはじめ、「木祖村自然エネルギー活用計画」、「木祖村公共施設等管理計画」、むらづくり、廃棄物処理などの木祖村が策定する関連計画等との整合、連携を図ります。



4. 実行計画の期間及び基準年度

本計画の期間は令和2（2020）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。また、温室効果ガス排出量の基準年度は令和元（2019）年度とします。

ただし、計画実施期間中の社会状況の変化や技術的進歩、実務の妥当性などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを実行します。

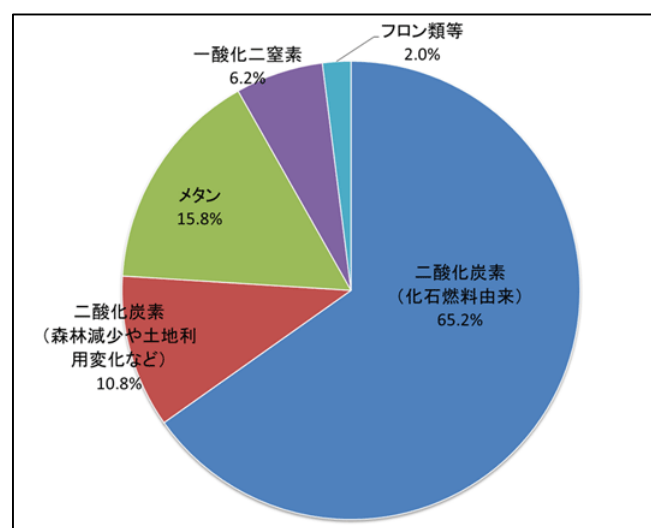
5. 実行計画の対象と範囲

①対象物質

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に規定されている温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の7つです。日本国内で排出される温室効果ガスのおよそ76%を二酸化炭素が占めていることから本計画は二酸化炭素（CO₂）を対象とします。

○温室効果ガスの特徴

温室効果ガス	地球温暖化係数	性質	用途・排出源
二酸化炭素（CO ₂ ）	1	代表的な温室効果ガス。	化石燃料の燃焼など。
メタン（CH ₄ ）	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
一酸化二窒素（N ₂ O）	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（二酸化窒素等）のように害はない。	燃料の燃焼。工業プロセスなど。
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	1,430など	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など。
パーフルオロカーボン類（PFCs）	7,390など	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	22,800	硫黄とフッ素だけからなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
三フッ化窒素（NF ₃ ）	17,200	窒素とフッ素からなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。



温室効果ガス総排出量に占めるガス別排出量の内訳。

②対象範囲

本計画の対象範囲は、村に係る全ての事務、事業、出先機関を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

なお、指定管理者制度等により外部へ委託している施設及び「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」第7条第1項の規定に基づく特定事業者としてエネルギー使用量を把握している施設についても本計画の対象とします。

○対象組織及び施設一覧

所属部署	対象施設
総務課	町並集会施設ときわ、奥峰リゾート16区公会所、山村多目的集会施設、15区公会所、木祖村公民館小木曽分館、木祖村公民館わら原分館、木祖村菅北部集会所、柴原生活改善センター、寺平集会施設、地域交流施設青年の家、木祖村社会教育施設藪原宿にぎわい広場 笑ん館、元気ふれあい交流施設、木祖村転作研修センター、木祖村林業会館、ふれあいセンターはなのき、木祖村老人福祉センター、木祖村役場、消防施設全般、菅多目的公園 公衆トイレ、リバーサイド公衆トイレ
産業振興課	藪原高原スキー場施設利用者トイレ・更衣室、ほのぼのハウス、こだまの森、白樺平別荘地管理棟、水木沢管理棟及びトイレ、藪原駅前公衆トイレ、鳥居峠登り口公衆トイレ、鳥峠休憩所及びトイレ、道の駅源流の里きそむら及びトイレ
建設水道課	木祖村浄化センター、菅浄化センター、大平浄化センター、簡易水道施設
住民福祉課	高齢者自立支援住宅、木祖村保健センター、幸せテラスまめのわ
教育委員会	木祖村公民館菅分館、木祖村民センター、若者ふれあいセンター、木祖村郷土館、木祖村社会体育館・弓道場、木祖村学校給食センター、木祖村立木祖小学校、木祖村立木祖中学校、とちのみ保育園

※木祖村個別施設計画に基づく。

○分類別施設一覧

文科系施設	町並集会施設ときわ、奥峰リゾート16区公会所、山村多目的集会施設、15区公会所、木祖村公民館小木曽分館、木祖村公民館わら原分館、木祖村菅北部集会所、柴原生活改善センター、寺平集会施設、地域交流施設青年の家、木祖村社会教育施設藪原宿にぎわい広場 笑ん館、元気ふれあい交流施設、木祖村公民館菅分館、木祖村民センター、若者ふれあいセンター、木祖村郷土館
スポーツ・レクリエーション系施設	藪原高原スキー場施設利用者トイレ・更衣室、ほのぼのハウス、こだまの森、白樺平別荘地管理棟、水木沢管理棟・トイレ、木祖村社会体育館・弓道場
産業系施設	木祖村転作研修センター、木祖村林業会館
学校教育系施設	木祖村学校給食センター、木祖村立木祖小学校、木祖村立木祖中学校
保育施設	とちのみ保育園
保健福祉施設	ふれあいセンターはなのき、木祖村老人福祉センター、高齢者自立支援住宅、木祖村保健センター、幸せテラスまめのわ
行政系施設	木祖村役場、消防施設全般
その他観光施設	公衆トイレ、リバーサイド公衆トイレ、藪原駅前公衆トイレ、鳥居峠登り口公衆トイレ、鳥峠休憩所及びトイレ、道の駅源流の里きそむら及びトイレ
上下水道系施設	木祖村浄化センター、菅浄化センター、大平浄化センター、簡易水道施設

第2章 地球温暖化対策の経緯と取組状況

1. 経緯

当村は、木曽川源流の里として、木祖村の豊かな自然の保全と清潔で美しいむらづくりを目的とし、平成20年4月に「源流の里木祖村自然環境保全条例」を制定しました。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故に伴う電力需要の逼迫を受けて、地域一体が協力した節電、省エネルギーの一層の取組みと地域主権型社会の実現、木曽川源流の里に育まれるきれいな水などの豊かな資源とそれにより生み出される食料やエネルギー、歴史文化遺産等を最大限活用する仕組みを創造することを目的とし、「木祖村自然エネルギー活用計画」を制定しました。

令和2年3月には木祖村の美しい自然環境保全、二酸化炭素吸収力を高めるために森林の適正な管理、村民一人ひとりによる資源物の有効活用とリサイクル活動の推進、そして木祖村の雪を守ることを目的とした「木祖村気候非常事態宣言」を掲げました。

2. 取組状況

①公共施設への再生可能エネルギーの設置

令和2年度建設中の木祖村社会福祉施設「幸せテラス まめのわ」では太陽光発電設備の設置、切捨て材になるものだった地域材の有効活用、木製の窓枠の設置による建物内の保温機能の向上など環境面に配慮された設計がされています。

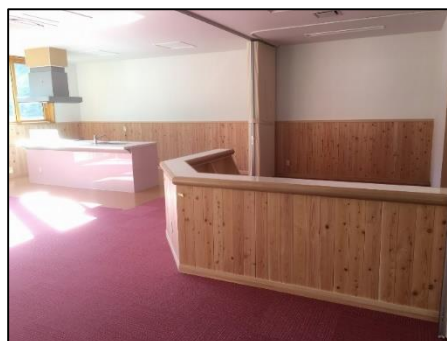
他施設においても、平成15年竣工のとちのみ保育園の新築に合わせ、率先的に太陽光発電設備の導入をしました。その他にも、役場庁舎内や木祖村社会体育館のLED化、道の駅源流の里きそむらにおける電気自動車充電器の設置など様々な関係施設において再生可能エネルギーの活用を実施しています。

また、温室効果ガス削減の大きな役割を担う森林においても、森林経営計画に基づいた公有林、民有林整備事業を継続実施しています。森林における二酸化炭素吸収量は人工林と天然林で大きく異なり、人工林の吸収量は4.95 t-CO₂/ha、天然林は1.54t-CO₂/haと約3倍以上の差が生じます。

幸せテラスまめのわ 太陽光発電パネル



幸せテラスまめのわ 地域材活用



幸せテラスまめのわ 木製の窓枠



とちのみ保育園 太陽光発電パネル



道の駅 電気自動車充電器の設置



木祖村民センター 薪ストーブ



施設内照明のLED化（社会体育館）



②役場庁舎に電気自動車及び普通充電器の設置



日産 リーフ



トヨタ プリウス

③森林経営計画に基づく森林整備実績

5年間の公有林整備実績

実施年度	実施箇所	実施面積 (ha)	施業内容
平成27年度	鳥居峠神谷団地	6.50	間伐（搬出・切捨て）
平成27年度	こだまの森	2.59	下刈り
平成28年度	木山沢団地	14.70	間伐（搬出・切捨て）
平成29年度	木山沢団地	12.09	間伐（搬出・切捨て）
平成30年度	鳥居峠神谷団地	5.60	間伐（搬出・切捨て）
平成30年度	鳥居峠塩沢団地	9.32	間伐（搬出・切捨て）
令和元年度	鳥居峠塩沢団地	9.52	間伐（搬出・切捨て）

R28 木山沢団地 搬出間伐実施箇所



R1 鳥居峠神谷団地切捨て間伐実施箇所



第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定は、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成27年4月環境省）に基づいて行います。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

※活動量：燃料使用量や電力使用量等の温室効果ガス排出の原因となる活動量

※排出係数：単位あたりの活動量に伴う温室効果ガス排出量

2. 温室効果ガスの排出量と要因・施設別の排出状況

当村における基準年度（令和元年度）の排出量を算定したところ、結果は2,228t-CO₂でした。

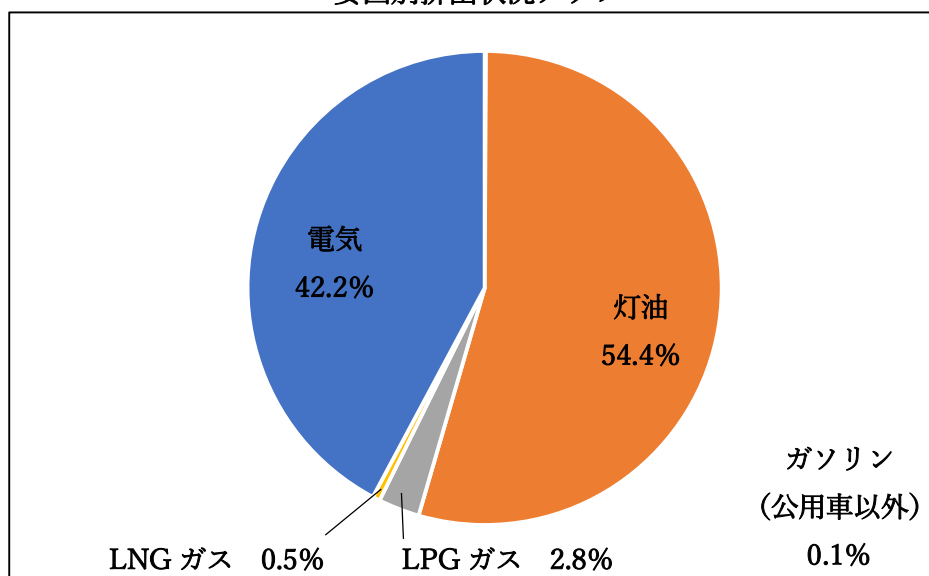
要因別排出状況では、灯油の使用による二酸化炭素排出量が約 54%を占めており、次いで電気の使用に伴った排出が約 42%、施設における液化 LPG ガスの使用量が約 3%となっています。

施設別排出量を分析すると、小中学校等の学校教育系施設が全体の約 29%を占めており、こだまの森等の観光地であるスポーツ・レクリエーション系施設が約 19%、水道系施設が約 17%、役場・消防施設等の行政系施設が約 13%となっております。

要因別の排出量

要 因	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
ガソリン (公用車以外)	2	0.1
灯油	1,212	54.4
液化石油ガス (LPG)	63	2.8
液化天然ガス (LNG)	11	0.5
電気	940	42.2
合 計	2,228	100

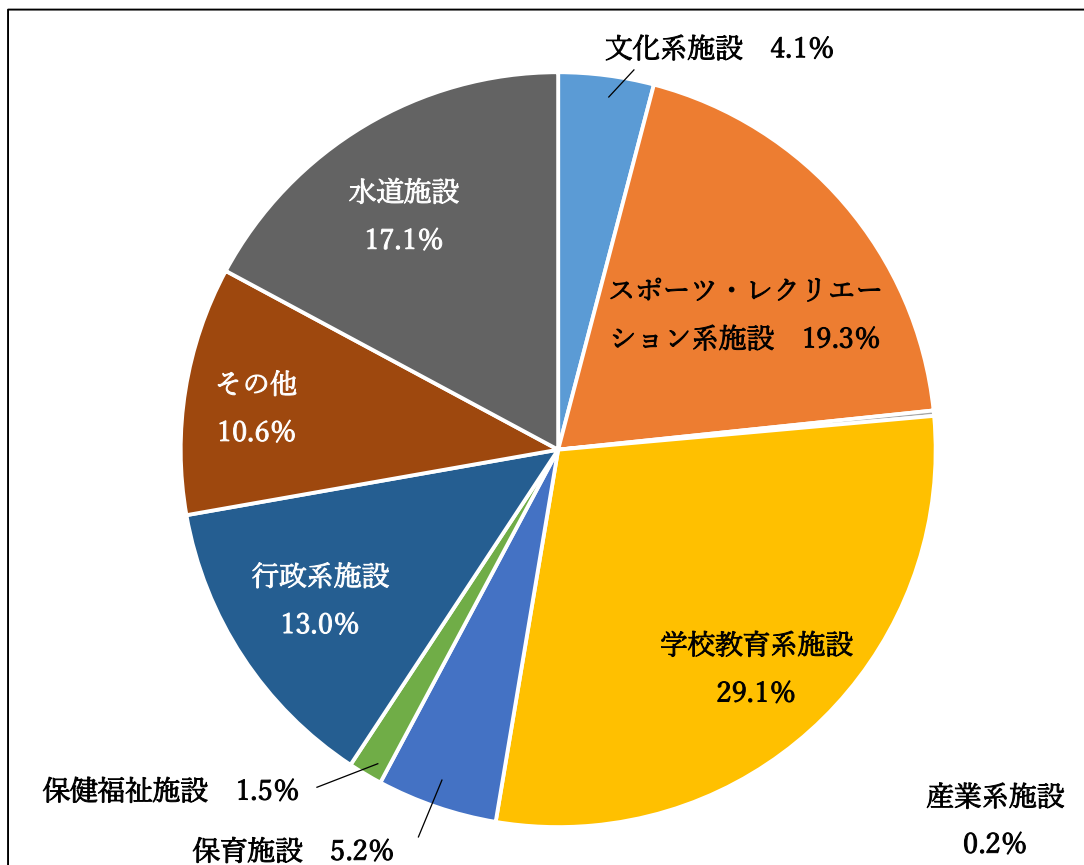
要因別排出状況グラフ



分類別の排出量

分類区分	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
文科系施設	91	4.1
スポーツ・レクリエーション系施設	429	19.3
産業系施設	5	0.2
学校教育系施設	648	29.1
保育施設	115	5.2
保健福祉施設	33	1.5
行政系施設	288	13.0
その他施設	237	10.6
水道施設	382	17.1
合 計	2,229	100

要因別排出状況グラフ



3. 公用車及び公共交通機関等に係る排出量

公用車における基準年度（令和元年度）の排出量を算定したところ、結果は 25,399t-CO₂ でした。役場での公用車使用における排出量は約 8,597t-CO₂、消防車等による排出量は約 333t-CO₂、村が運営している村内巡回バスにおける排出量は約 16,468t-CO₂ となっています。

4. 削減目標

①目標設定の考え方

政府は令和2年度に「2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする」という目標を掲げました。本計画ではこの目標を最終目標と位置付け、2030年度時点を短期目標、2040年度時点を中期目標と設定し、削減の目標設定を行います。

②目標値

木祖村の事務事業における温室効果ガス排出量（二酸化炭素）の削減目標を、次のように設定します。

温室効果ガス総排出量削減目標

短期目標として、令和 12（2030）年度までに基準年度である
令和元（2019）年度比で **40%**削減します。

公共施設における削減目標

項 目	年 度	総排出量	基準年度（R 元年） からの削減率
基準年度	令和元（2019）年度	2,228t-CO ₂	—
短期目標	令和 12（2030）年度	1,782t-CO ₂	40%

公用車における削減目標

項 目	年 度	総排出量	基準年度（R 元年） からの削減率
基準年度	令和元（2019）年度	25,399t-CO ₂	—
短期目標	令和 12（2030）年度	15,239t-CO ₂	40%

第4章 目標達成に向けた具体的な取組

1. 目標達成に向けた取組の基本方針

村は様々な施策を実施する中で、事務事業を進めるとともに公共施設等の管理運営を行っています。これらは民間企業等と同じく、村内の経済活動の一端を担っており一事業者あるいは一消費者としての性格を持っています。

そして、村内における中心的事業所であることから、その経済活動に際して環境保全に関する行動を実行することは地球温暖化対策をはじめとする環境負荷の低減に大きく寄与します。

また、村は村民・事業者の環境保全に関する自主的な取り組みを推進する立場にあり、村自らが率先してこれらの課題に取り組む必要があります。

このことから、本計画では温室効果ガス排出削減に直接結びつく取り組みに加えて、排出量の削減には直接結びつかないながらも、環境保全上必要な取り組みについても併せて取り上げることとしました。

本計画における具体的な取り組み全体像は、以下のとおりです。

○具体的な取り組み

①日常の事務・事業に関する取組	②施設整備に関する取組
・電気、燃料使用量の削減 ・省資源・リサイクルの推進 ・事務消耗品等グリーン購入の推進 ・イベント等における環境配慮	・施設の新設・更新時の省エネ改修 ・省エネ・再生可能エネ設備の積極的導入 ・運転管理での省エネルギー化 ・公用車等の低公害車への更新

2. 日常の事務事業に関する取組

温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けて、村が事務及び事業を実施するに当たり、日常的に率先して取り組むべき事項及び具体的な取り組み内容を以下に示します。

①電気・燃料使用量の削減

【空調】

- ・事務室、会議室の冷房は設定温度（27℃）を徹底します。
- ・事務室、会議室の暖房は室内温度を小まめに確認し、必要最低限の使用を徹底します。
- ・夏の勤務ではクールビズ、冬の勤務ではウォームビズを実施します。
- ・冷暖房の運転時間は、夜間の会議等例外を除き、毎日8時30分から17時15分とします。また、室内気温が勤務環境に十分と判断した際は、運転を停止させます。
- ・カーテン、ブラインド等を活用し冷暖房効率を高めます

【照明】

- ・昼休みや終業後には不要な照明を消灯します。
- ・トイレ、会議室、給湯室は使用時のみ点灯します。
- ・業務等に支障の出ないよう一定の明るさの確保ができる場合は、部分照明や照明の間引きを行います。
- ・残業時等不要な照明を消灯し、部分照明に努めます。

【家電OA機器】

- ・各自のパソコンは省エネモードに設定します。
- ・OA機器、コピー機等の事務機器は、節電大気モードへの切り替えに努めます。
- ・退庁時には主電源を切る、コンセントを抜くなどし、待機電力の抑制に努めます。
- ・冷蔵庫の使用は、温度調整により節電に努めます。

【公用車】

- ・近距離の移動は徒歩または自転車を利用し、走行距離の低減に努めます。
- ・遠方への出張時には公共交通機関の利用に努めます。
- ・駐停車の際にはアイドリングストップを励行し、急発進、急停止を抑制したエコドライブに努めます。
- ・過度のエアコン利用は控えます。
- ・車内を常に整理整頓し、不要な物を積載しないよう徹底します。
- ・タイヤの空気圧などを点検し、定期的に整備を行います。
- ・毎月の走行距離等を記録整理し、適正運行に努めます。

【その他】

- ・ノー残業デーの徹底により、時間外勤務の削減に努めます。
- ・ポスターや庁内掲示板等により省エネルギーの徹底を定期的に呼びかけます。
- ・特定規模電気事業者（新電力）への電力供給切り替えの推進を図ります。

②小資源リサイクルの推進

【紙の節約】

- ・両面印刷の徹底、集約印刷の活用などにより用紙の枚数削減に努めます。
- ・支障のないものは、使用済み用紙の裏面を利用します。
- ・庁内Web掲示板、回覧版、電子メール等を活用し、資料の電子化に努めます。

【ごみの分別】

- ・事業及び各施設において排出された廃棄物の適切な分別を徹底します。また、生ごみは専用収集袋での廃棄を徹底し、可燃ごみの削減と資源循環を図ります。

【廃棄物の削減・リサイクルの推進】

- ・マイバック、マイボトル、マイ箸等の利用を促進し、ごみの減量化を図ります。
- ・庁内における文書交換には使用済み封筒を利用します。
- ・不要になった備品は、他課と調整し再利用します。
- ・ファイル・フォルダーの再利用に努めます。
- ・ビン、缶、ペットボトル、廃プラスチック容器包装、ダンボール、古紙等リサイクル回収を徹底します。

③グリーン購入の推進

- ・コピー機、プリンターのトナーカートリッジは再生品の使用に努めます。
- ・再生材を用いた事務用品等の使用に努めます。
- ・事務用品はエコマーク、グリーンマーク商品を優先購入します。
- ・詰め替え可能製品を使用し、使い捨て製品等の購入は極力控えます。
- ・グリーン購入方針により環境配慮物品の購入割合の把握に努めます。

【イベント等における環境配慮】

- ・配布物、販売物の過剰包装を抑え、廃棄物の抑制に努めます。
- ・再生材を積極的に利用し、そのことを来場者に周知啓発します。
- ・ごみの分別を徹底し、廃棄物の再資源化に努めます。
- ・会場までの公共交通機関の確保や、利用経路の周知、駐車場の設置等に努めます。

3. 施設整備等に関する取組

木祖村個別施設計画に基づき管理している公共施設等の新設や改修、老朽化した設備・機器等の更新時には、温室効果ガス排出量の削減に効果がある方法を検討し、従来よりも高効率のものへ変更することとします。

また、施設の新設や改修、更新には大きな削減効果が見込まれる反面、応分の費用が必要となるため、財政部局や建設担当部局、財産管理部局等プロジェクトチームを編成し、情報共有等の協力体制を確立し、施設整備の検討を進めることとします。

【施設の新設更新時の省エネ改修】

- ・村役場庁舎をはじめとする公共施設を対象に、省エネルギー診断の実施など、先進取り組み事例を参考とし、省エネ改修を検討します。
- ・施設の新設、増築や改修に際しては、省エネルギー設計、太陽光発電、小水力、地熱・地中熱、木質バイオマス等の再生可能エネルギーの導入や雨水処理水の有効活用を図るなど、設計段階で温室効果ガス排出削減に資する設備の導入を検討していきます。
- ・新設する施設における使用素材は、断熱効果が高いものを選定し、建物内の気温変動を最小限に抑えます。

【省エネルギー・再生可能エネルギー設備の積極的導入】

- ・施設内の設備の更新時には、省エネルギーまたは再生可能エネルギー設備について積極的に検討・導入をします。
- ・空調設備の更新導入時には、コージェネレーションなどのエネルギー消費効率の高い空調設備の導入に努めます。（コージェネレーション：内燃機関、外燃機関等の排熱を利用し動力、温熱、冷熱を取出し総合エネルギー効率を高めるシステム。）
- ・照明、避難誘導灯には、人感センサー、自動照度調節、インバータ制御機器などの省エネ型照明機器の導入を推進するとともに、消費電力の少ないLED照明の導入に努めます。
- ・庁内の街路灯をLED照明や省エネ型照明機器に交換の検討をします。
- ・雨水貯留タンク設置の省エネ効果の研究をし、学校や公共施設等への導入検討をします。

【運転管理での省エネルギー化】

・空調、ポンプ、ボイラー等について、運転管理手順を見直し、省エネルギー化に向けた改善を検討、実施します。

【低公害車への更新】

・公用車の新規導入又は代替導入する場合は、低燃費、低公害車等の導入に努めます。

【木質バイオマスの推進】

・再生可能エネルギーのうち、木質バイオマスとして利用が見込まれる間伐材や切捨て材を燃料として有効活用した、資源の地産地消による循環型サプライチェーンの構築により、雇用創出、原料供給の継続性を図るための体制研究、検討をします。

4. 事務局の取組

木祖村地球温暖化対策実行計画推進本部事務局は、関係各部署の取組実態の報告を受けながら計画の見直しや進行管理の仕組みを見直し、取り組み内容の精査を行い、温室効果ガスの削減に資する取組を検討していきます。

【職員等の意識啓発活動の推進】

木祖村全体全庁的に温室効果ガス削減の推進を定着させるためには、継続的な意識啓発が必要となります。推進本部事務局では、職員向け説明会や研修会、関連するポスター等の掲示、職員向けWeb掲示板等での発信など、様々な手段で職員等への意識啓発活動を推進します。

【活動実績のとりまとめと公表】

推進本部事務局は、各課等の書簡施設等でのエネルギー使用量やその他の取組結果等を取りまとめ推進本部に報告します。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、措置及び施策の実施状況について、住民に分かり易い形で公表します。

第5章 実行計画の進行管理

1. 推進の仕組み

①推進体制

本計画の実行ある推進のためには、計画に基づいたCO2排出量の算定数値と取組状況の把握が重要となります。また、個々の職員が別々に行動している段階では大きな効果は期待できません。そのため、全職員が同じ目標に向けて総力を結集し、創意工夫を重ねながら取り組んでいく必要があります。

○木祖村地球温暖化対策実行計画推進本部

実行計画推進本部（以下「推進本部」という。）は、村長を推進本部長、副村長を副本部長とし、管理・管理部門と実行部門をもって組織します。

【推進・管理部門】

推進管理部門は住民福祉課に置き、住民福祉課長を推進責任者、環境担当者を推進本部事務局とし、推進本部の庶務を処理するものとします。事務局は本部長、副本部長の指示のもと、年度ごとの温室効果ガスの排出量算定、本部長への報告、実行部門への情報共有・提供、職員意識の向上等を実施します。

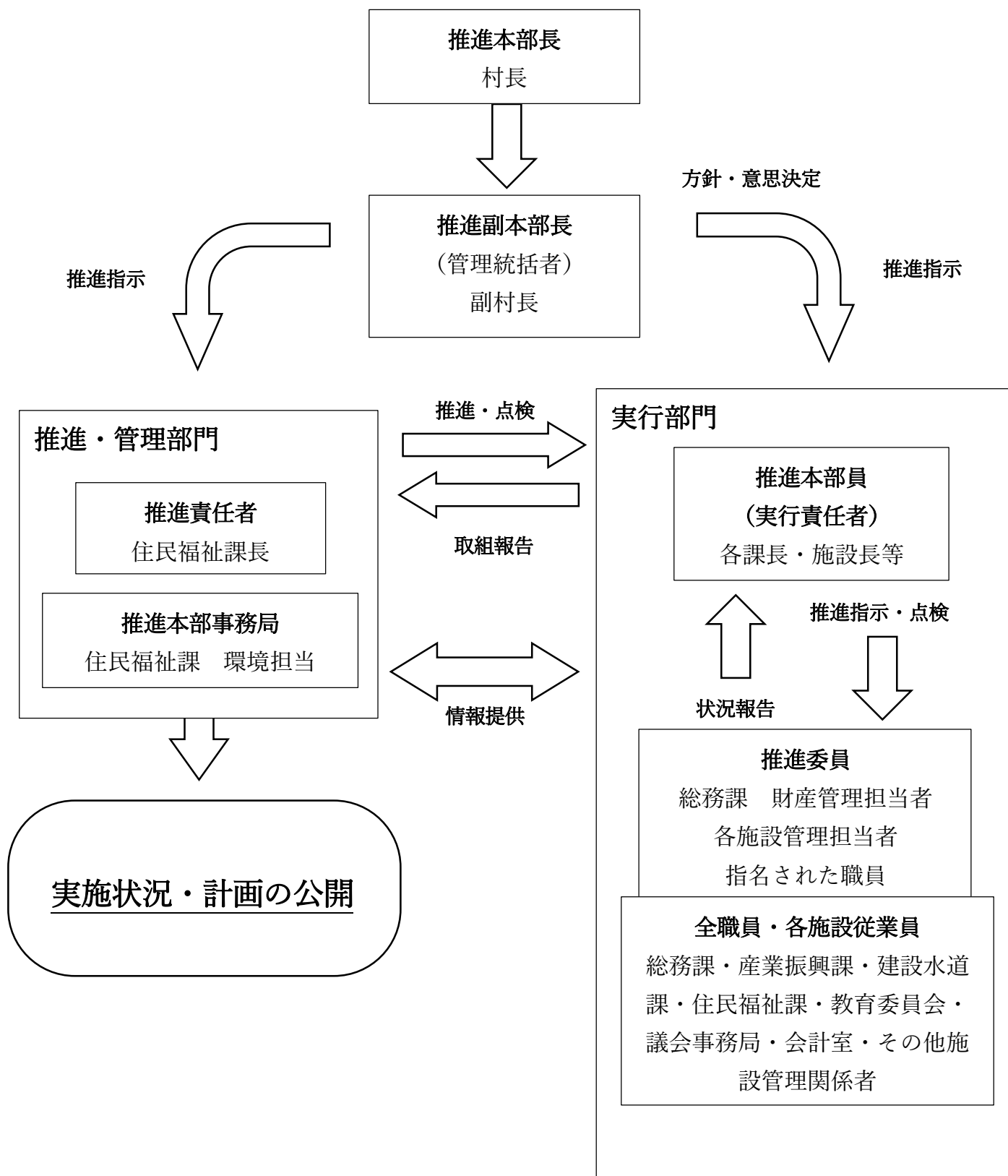
【実行部門】

実行部門は、各課が管理している施設等の課長を推進本部員（実行責任者）、各施設管理担当者を推進委員とし、本部長、副本部長の指示のもと、地方公共団体が実施する事業における効果的な温室効果ガス削減対策を検討、実施や推進の進捗報告を実施します。また、本計画における事務等を円滑に実施するため、財産管理担当者、各施設管理担当者、その他指名された職員を推進委員とします。

- ・推進本部長 ：実行計画や当村及び関係機関の省エネルギーに関する方針を定め、意思決定を行います。
- ・推進副本部長 ：推進本部長の補佐及び代行を行います。また、省エネ法に基づく、エネルギー管理統括者を務めます。
- ・推進本部員 ：実行部門の課長級等で構成し、計画の推進及び管理を行います。
- ・推進委員 ：各課部署等で選任され事務局と連携して実行計画の取組を推進します。取組の点検と状況報告等を実施します。
- ・推進責任者 ：当村の環境管理責任者として、計画運用を行い事務局に統括します。
- ・推進本部事務局 ：各部署及び推進委員と協力し、実行計画の策定、運営や見直し、取り組み状況の公表に関する事務を行います。
- ・全職員等 ：推進本部長の指示のもと、職員一人ひとりが主体となって削減に取り組めます。

②推進体制図

木祖村地球温暖化対策実行計画推進本部



2. 推進管理の仕組み

①管理の方法

実行計画を継続的に改善し有効なものとするため、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

・毎年のPDCA

木祖村事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して推進本部に報告します。推進本部は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

・見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

推進本部は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2025年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には木祖村事務事業編の改定を行います。

②排出量等の集計

この計画を効果的に運用するためには、正確な排出量を把握することが重要です。各課等の月ごとのエネルギー使用量をその部署の推進委員が集計し、定期的に事務局に報告します。

事務局は、推進委員等から報告された各課等におけるエネルギー使用量等の集計結果を取りまとめ、村の事務・事業における温室効果ガスの総排出量及び分類ごとの排出量を算定します。

③職員に対する研修等

この計画の取組を推進し目標を達成するためには、全職員一人ひとりが高い意識を持ち積極的に実践する必要があります。推進責任者及び事務局は必要に応じて職員への研修を実施し、また意識啓発のための情報を全庁掲示板等に掲載し、この計画の目標を達成するように努めます。

3. 実施状況の公表

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第8項、第9項の規定に基づき、実行計画を策定又は改訂したときは、遅滞なく公表することが義務付けられており、広報誌や村ホームページ等において村民や事業者公表します。

また、法第20条の3第10項の規定に基づき、毎年一回実行計画に基づく措置の実施状況、温室効果ガス総排出量等を公表することが義務付けられています。

この計画では、算定・公表時点で施工されている施工例に基づく総排出量に加えて、施設単位の排出量も併せて広報誌や村ホームページ等において住民に分かり易い形で公表します。

木祖村地球温暖化対策実行推進本部

事務局：木祖村 住民福祉課 住民係

〒399-6201

住所：長野県木曾郡木祖村大字藪原 1191 番地 1

電話：0264-36-2001

FAX：0264-36-3344

Mail :kankyou@kisomura.com

木祖村地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

令和2（2020）年
木祖村

1. 実行計画策定の目的と背景

本計画は「木祖村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「事務事業編」という。）に関連して、温室効果ガス削減による地球温暖化防止を図ることを目的としています。

木祖村でも降雪量の減少や御嶽はくさいの病害など、地球温暖化の影響を受けており、これに対し本村では、木祖村の美しく豊かな自然や永続的な降雪を守るため「木祖村気候非常事態宣言」を令和2（2020）年3月中に掲げました。これらを実現させるためには地方公共団体だけではなく、村内事業所、村民などが一体となって温暖化対策に取り組む必要があります。

2. 実行計画の対象と範囲

①対象物質手塚

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に規定されている温室効果ガスは、事務事業編と同じく以下の7つです。日本国内で排出される温室効果ガスのおよそ76%を二酸化炭素が占めていることから本計画は二酸化炭素（CO2）を対象とします。

○温室効果ガスの特徴

温室効果ガス	地球温暖化係数	性質	用途・排出源
二酸化炭素（CO2）	1	代表的な温室効果ガス。	化石燃料の燃焼など。
メタン（CH4）	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
一酸化二窒素（N2O）	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（二酸化窒素等）のように害はない。	燃料の燃焼。工業プロセスなど。
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	1,430など	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など。
パーフルオロカーボン類（PFCs）	7,390など	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
六フッ化硫黄（SF6）	22,800	硫黄とフッ素だけからなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
三フッ化窒素（NF3）	17,200	窒素とフッ素からなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

②対象範囲

本計画の対象範囲は、村内における事業所の管理・活動、村民の日常的活動、それらに係る自動車利用を対象とします。

3. 目標達成に向けた取組の基本方針

温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標を達成するために、本実行計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3項で定められている4項目を柱として、地球温暖化防止に向けた取組を進めていきます。

項 目	内 容
①村民・事業者の活動促進	○市民・事業者における省エネルギー活動に対する意識啓発と実践 ○自動車利用の見直しの促進
②再生可能エネルギーの利用促進	○再生可能エネルギーの利用促進
③循環型社会の形成	○3Rの実施によるごみの削減
④地域環境の整備及び改善	○森林資源の有効活用と農地の保全の推進 ○市街地の緑化による二酸化炭素の吸収減の確保 ○歩行者や自転車利用者にやさしい交通環境の整備

4. 具体的な取組

①村民・事業者の活動促進

現代社会における生活や仕事は、効率化や便利さを追求してきたことから、冷暖房やIT機器、大型化した電化製品の普及等により大量なエネルギーを使用しています。また、ライフスタイルやビジネススタイルは、車依存型の生活、活動時間の深夜化など近年大きく変化し、環境への負荷増大等が懸念されています。

二酸化炭素排出量の削減のためには、日常生活や事業活動のあらゆる場面を見直し、市民・事業者が温室効果ガス排出量の削減に向けた意識を高め、積極的な活動を進めていく必要があります。

【村の具体的な取組】

- ・環境学習、環境イベント等の実施により地球温暖化防止に関する取組の推奨や普及啓発を行います。
- ・省資源・省エネ設備設置に対する支援を行います。
- ・村民・事業者に温室効果ガス削減に繋がる取組方法やその効果、事例等の情報を提供します。
- ・公共施設の新築時や改修時に、建物の設備、機器等の高効率化を図ります。
- ・公共施設への省エネ機器（LED照明等）の導入を推進します。
- ・公共交通機関の利便性向上や道路環境の整備を推進します。
- ・公用車へのエコカー及び次世代型エコカーの導入を推進します。

【村民・事業者の取組方針】

- ・省エネ機器や LED 照明、エコカー等の環境負荷の少ない製品導入に努めます。
- ・冷暖房機器は生活に支障の出ない範囲で使用を抑制し、不用な照明や機器等の節電に努めます。
- ・住宅・工場・事務所棟の新築時や改修時には、建物の断熱化や省エネ機器の導入、再生可能エネルギー設備の導入など検討し、省エネルギー化に努めます。
- ・自動車購入の際にはエコカーを検討します。
- ・自動車を運転する際はアイドリングストップや緩やかな発進をするなど、エコドライブを心掛けます。
- ・公共交通機関や自転車の利用等、環境負荷の少ない移動を心がけます。

②再生可能エネルギーの利用促進

私たちの生活の中で使われている石油等の化石燃料は、燃焼に伴い二酸化炭素を排出しており、地球温暖化の大きな原因となっております。そのため地球温暖化対策として資源の枯渇の恐れが少なく、エネルギーを得る際に二酸化炭素をほとんど排出しない、太陽光や木質バイオマスといった再生可能エネルギーの利用を一層進めることが重要とされています。

木祖村では新設する施設への太陽光パネルの設置など再生可能エネルギー導入を推進しています。今後は、事業所や一般家庭においても再生可能エネルギーの利活用を推進し、二酸化炭素排出量の削減に努めることが必要となります。

【村の具体的な取組】

- ・国・県・村等の助成制度について、積極的に情報発信をします。
- ・再生可能エネルギー利用設備設置に対する支援を実施します。
- ・再生可能エネルギーの導入事例等を活用し、啓発を図ります。
- ・一般住宅・事業所の木質バイオマスの利用を推進します。
- ・市民が行う再生可能エネルギー活用事業等に対する支援を行います。
- ・木質バイオマスの効率的な生産システムの構築、利用促進施策等を研究します。
- ・木質バイオマスの活用による基金制度を研究します。
- ・公共施設の改修・新設の際は、太陽光発電、木質バイオマス等の再生可能エネルギーを利用した設備の導入を推進します。

【村民・事業者の取組方針】

- ・木質バイオマス、太陽光等の再生可能エネルギーの利用を推進します。
- ・事業所において、再生可能エネルギーの普及に協力します。

③循環型社会の形成

ごみの発生・排出抑制や再使用・再生利用といった 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を実践し、ごみの排出量を減少させることは、ごみ処理に係る二酸化炭素排出量の削減や、新たな製品の製造、流通、販売過程等、各段階で発生する二酸化炭素排出量の削減に繋がります。

二酸化炭素排出量削減のための取組と循環型社会を形成する取組は共通している点が多いことから、2つの取組を連携させ効率的に推進していく必要があります。

【村の具体的な取組】

- ・村ホームページや広報、回覧等により分別方法を分かりやすく情報発信をします。
- ・木祖村生ごみ処理機購入補助金を推進します。
- ・生ごみの発生抑制、正しい廃棄方法等について啓発します。
- ・家庭系ごみ（小型家電製品・廃陶磁器、おもちゃ等）のリユース・リサイクルを推進します。
- ・家庭系及び事業系生ごみの資源化促進と資源有効活用を研究・実施します。
- ・給食残さの堆肥化を推進します。
- ・下水処理時に発生する汚泥の減量化や再生利用・再使用を推進します。
- ・地域、学校等と連携して資源物の回収を推進します。
- ・自治会や関係団体と連携した地区説明会を実施します。
- ・30・10運動（宴会時の開始30分と終了10分前には食事に集中する運動。）を推進します。

【村民・事業者の取組方針】

- ・ごみを正しく分別します。
- ・食材を使い切るエコ・クッキングや食べ物を残さないようにすることで、生ごみの発生抑制に努めます。
- ・食品ロス削減のため30・10運動に取り組みます。
- ・生ごみを排出する時は、できるだけ水分を切り、減量に努めます。
- ・生ごみを廃棄する時は、生分解性の専用収集袋に入れて廃棄し、再資源化の促進に努めます。
- ・マイバックを持参し不要なレジ袋を断る、簡易包装を選ぶ等のごみ削減に努めます。
- ・リサイクル製品等の環境負荷の少ない製品の購入・利用に努めます。
- ・生ごみ処理機やコンポスト等による生ごみのたい肥化に取り組みます。

生ごみ削減における温室効果ガス削減効果

温室効果ガス排出の大きな要因として、灯油やガソリン等の燃焼による排出が挙げられます。その中の一つである、家庭から排出される廃棄物の燃焼は地球温暖化の加速化を進める原因となっています。特に水分含有量が高い生ごみを燃焼させる際は多量のエネルギーが必要となり、生ごみ1tあたり2051.3kgのCO₂が排出されます。

それに対し、適切な分別により堆肥化する場合のCO₂排出量は、1tあたり180kgと燃焼時のおよそ8%に抑えることができ、生ごみ分別の推進を早急課題として取り組む必要があります。

○生ごみに係る排出量計算基準

焼却した時発生する CO₂ 量＝家庭から排出された生ごみの量（kg）×排出係数 2.051
堆肥化する時に発生する CO₂ 量＝家庭から排出された生ごみの量（kg）×排出係数 0.018

参考資料：特定非営利活動法人 生ごみリサイクル全国ネットワーク公式HP

④地域環境の整備及び改善

令和2年度中に、政府は2050年度に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標を掲げました。この目標を達成するためには、各個人等による取組だけではなく、二酸化炭素排出量の少ないまちづくりが必要となります。

森林や農地には、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の緩和をはじめ、豊かな生態系の保全、水源の保全、洪水や土砂災害の防止といった多面的機能を有しています。間伐等による森林整備や農地の保全によりこのような多面的機能の効果を最大限発揮することが温室効果ガス排出量の削減に大きく影響してきます。

また、村内で生産された農産物を購入するなどの地産地消への積極的な取組をすることで、長距離輸送により発生する温室効果ガスの削減が見込めます。

また、公共交通機関の利便性向上や、歩行者、自転車利用の安全性を向上させるために、交通環境の整備が必要となります。

【村の具体的な取組】

- ・公共施設における県産材、地域材の利用を促進します。
- ・間伐材を利用した木製品による木育を推進します。
- ・間伐材の活用方法の研究や流通システムの整備を推進します。
- ・公共施設への木質バイオマスを利用した設備の導入を推進します。
- ・村の財産である森林の適切な整備を推進させ、森林の多面的機能を保全します。
- ・農地パトロールや農地流動化を促進します。
- ・中山間地における農業の多面的機能を保全します。
- ・学校給食での木祖村産農作物の使用等により、地元で生産されたものを地元で消費する地産地消を進めます。
- ・身近な公園や緑地を整備し、二酸化炭素吸収作用の促進をします。
- ・歩行者や自転車利用者にやさしい交通環境の整備を推進し、自動車利用の減少に努めます。
- ・公共交通機関の利便性向上や道路環境の整備を推進します。

【村民・事業者の取組方針】

- ・ペレットストーブや薪ストーブ等により木質バイオマスの利用に努めます。
- ・木製品や農作物の地産地消を心がけます。
- ・二酸化炭素の吸収減となる身近な緑を守り、増やしていくことで吸収作用の促進に努めます。
- ・公共交通機関や自転車等の積極的な利用等、環境負荷の少ない移動を心掛けます。
- ・周辺環境の整備をし、環境保全に努めます。